

第15回都市間交流スポーツ京都大会助成事業 実施要項

1 目的

都市対抗形式の競技大会を通じて各都市スポーツ団体間及び市民の交流促進を図り、競技力の向上と青少年の健全な育成、また、生涯スポーツの普及に寄与することを目的とする。

2 対象事業

第15回都市間交流スポーツ京都大会

3 対象種目

ソフトテニス、バスケットボール、軟式野球、相撲、弓道、ソフトボール、テニス、ハンドボール、ボウリング、空手道、ホッケー、家庭婦人バレーボール

4 会期

平成30年7月7日（土）から7月22日（日）

5 会場

実施競技団体で決定する。

6 参加対象

原則として、京都市民または京都市内在勤・在学者であること。

7 傷害保健

実施競技団体において、加入すること

8 助成金額

算出根拠	金額	内容
基礎額	100,000円	定額
日数加算	80,000円	競技日数が2日間の場合
参加人数加算	50,000円	51～100名：30,000円、101名～：50,000円
合計	230,000円	

※ 総経費が限度額に満たない場合は、実費相当額を助成する。

第 15 回都市間交流スポーツ京都大会 助成事業 事務処理要領

1 交付申請

(1) 提出期限について

平成 30 年 5 月 31 日までに交付申請書を提出してください。

(2) 提出書類について

ア 交付申請書（第 1 号様式）

イ 収支予算書（第 2 号様式）

ウ 大会要綱

2 助成金の内示

助成金の内示は、交付申請日から 30 日以内に通知します。

3 実施報告

(1) 提出期限について

大会終了後 30 日以内に提出してください。

(2) 提出書類について

ア 実施報告書（第 3 号様式）

イ 収支決算書（第 4 号様式）

ウ 大会に関する資料（プログラム等）

エ 大会結果

オ 業者の発行する領収書（写）

※ 諸謝金のみ、個人の発行する領収書を受け付ける。

4 助成金の交付

大会実施報告書の提出日から 30 日以内に金額を決定し、交付します。